

「原左氏傳」と清華簡「繫年」における即世と即位

——「春秋經」の正月即位法の再検討に及ぶ——

吉 永 慎二郎

周知のように『左傳』が「左氏經」の注釈として成立し得ているのはその解經文（杜預の云う變例¹）の存在に拠る。『左傳』からこの解經文や後時の付加伝文を除いた史伝文を中心としたテキストをここに「原左氏傳²」と称する。

本稿は「原左氏傳」と清華簡「繫年³」における即世と即位の用語と書法に注目して両テキストの關係を考察し、それを手がかりに「春秋左氏經」（以下「春秋經」と称す）の踰年称元・正月即位法の問題を検討し、これを「古本竹書紀年⁴」及び「今本竹書紀年⁵」をも参照し、特に「春秋經」の正月即位法の再検討に及ぶものである。

一（一） 即世について——祭祀的なる概念

1 「原左氏傳」と清華簡「繫年」における即世と即位（吉永）

「繫年」で注目されることの第一は、「A即位、B即位」という即世と即位を一对にして用いる書法が14例と頻用さ

れていることである。

一方、伝世文献ではこの「A即位、B即位」という一对のタイプの書法は「原左氏傳」にのみ1例見える。即ち『左傳』成公十三年に、晉の呂相が秦に告げる外交の辞に「穆・襄即位、康・靈即位」とあるのがそれである。

この「即世」の訓詁・解釈については、(一)「世を終ふ」、(二)「世に即く」、の二説が行われており、『左氏會箋』にはこの二種の「即世」の釈が看取し得る。

(一)は、『左傳』成公十三年「無祿獻公即位」の會箋が「越語『先人就世』韋注『就世、終世也。』就・即同義。就訓爲成。成字、其終卒之義。故韋以終世釋之」とし、又同昭公二十六年「穆后及大子壽、早天即位。」の會箋が「即世、終世也。」とする例である。『國語』周語上に「王即齊宮（王齊宮に即く）」、周語中には「無即愾淫（愾淫に即く無し）」とありその韋昭注が「即は就なり」と釈しているように、

會箋の「就・卽は同義なり」は穩当な解釈と言えよう。

しかし、會箋が越語下の「先人就世、不穀卽位」の韋昭注「就世は終世なり」により就を成、成を終卒の義とし、以て「卽世」を「終世（世を終ふ）」と訓ずるのは、原義から離れるものとなろう。そもそも韋注が就を終とし「就世、終世也」とするのは、秦漢の際の通釈的⁶字書である『爾雅』釋詁下が「求、酋、在、卒、就、終也」とするように、古文読解に往々見られる便宜的通釈による訓詁と言えよう。これを一義的に熟語の解釈に適用するのは誤読に至る恐れなしとしない。もしこの會箋の訓詁によるならば、「卽位」は「終位（位を終ふ）」の意味となるからである。

また「卽」の原義に「終」の意を求め得ぬことは、白川静氏の次の字説を参考と為し得よう。

卽：自と口に從う。自は設、文献に見える盥で盛食の器。口は跪坐する形で、その食器の前に坐ること、席に卽くことをいう。「説文」五下に「食に卽くなり」とあり、…。金文の冊命形式をしるすものに「位に卽く」、命を受けるときに「命に卽く」という。

にもかかわらず「卽世は終世なり。」との解釈が通行してきたのは、戦国末の伝世文献『韓非子』亡徵第十五の「輕其適正、庶子稱衡、太子未定、而主卽世者、可亡也。」や「主數卽世、嬰兒爲君、大臣專制、樹羈旅以爲黨、數割地以待

交者、可亡也。」等の用例（『國語』『左傳』『韓非子』以外の戦国諸子には卽世の用例は見えない）では、この便宜的訓詁で本文理解に殆ど支障を生じないことによる。

だが、「繫年」に頻用される「A卽世、B卽位」のように卽世と卽位が一对に用いられる文の理解では、この訓詁は明らかに先のような矛盾を露呈するのである。

次に(二)の読みは、『左傳』昭公十九年「其卽世者（其の世に卽く者）」の會箋が、「死則入于一代二代之數、故曰卽世（死すれば則ち一代二代の數に入る、故に世に卽くと曰ふ）」と釈するものである。これは、例えば『國語』楚語下第十八に楚の昭王に觀射父が対えて、「古は民神雜はらず、…。是れ神の處位・次主を制して、之が牲器・時服を爲らしめ、而るのち先聖の後の光烈ありて、能く山川の號、高祖の主、宗廟の事、昭穆の世、…を知りて明神を敬恭する者をして以てこれが祝たらしむ。」の「世」の意味と相通じるものである。つまり、宗廟の先代の「世」（昭穆の世代）に「卽く」こと、即ち「宗廟に祀られて先代となる（所謂世數に入る、鬼籍に入る）」ことを意味するものと解される。したがって、「卽世」の「世」は「祖靈、鬼神としての世代」の意味と解せられる。

白川静氏が「世」の「一夕に從う字形は、世代の觀念を含めたものであらう」とするように、「繫年」が「卽世」の「世」

を（^が夕（割れた骨）偏に某）の字に作るのは、右のような含意を示すものと言えよう。

されば、「A即世、B即位」とは「Aは（先代として）世に即き、Bは（嗣子として）位に即く」との対応関係と為るものと解せられよう。

この点で、高木智見氏が金文の「世」の字（夕偏に某の字をも含む）の考察を踏まえ、『左傳』の「即世」について「世につく」とは、具体的には死によって始祖以来の祖先の系譜の末端に名を占めるということ¹²とするのは、至当の解釈と言えよう。

これを要するに、「即世」の本来の意味は、(一)の「その世を終ふる」ことではなく、(二)の「（宗廟の）先代としての世に即く」ことである。前者では「世」は「この今の世」の意味であり、後者では「世」は「宗廟の先代の昭穆の世（鬼神の世）」のことなのである。

この古語の誤解により(一)の釈が行われてきたのであったが、清華簡「繫年」テキスト出現により改めて(二)の「即世」の原義（古義）が確認される事になったと言えよう。

一（二）「原左氏傳」の即位の事例

— 祭祀における即位

さて、この宗廟の先代となった立場から嗣子の「即位」について語るのが、次の「原左氏傳」の文である。

①（左傳・昭二十五年）冬。：。十一月。宋元公將爲公故、如晉。夢大子欒即位於廟、己與平公服而相之。（箋曰「服、朝服也。」）：。宋公遂行。己亥。卒于曲棘。

宋の元公は、魯の昭公の為に晉に行かんとし途上に宋の曲棘に卒する。その出発に当たり、宗廟において先君平公と己が朝服（戸の装束）し先代として祭主である大子の即位を相けるのを「夢」に見たと云う（『左傳』の多くの弑君・弑太子の例に見るように先君の意を反映した順当なる世襲は当時の難事であった）。ここに「即位」は、「宗廟において先代を祀る祭主の位に即く」ことである。

「位」とは「一定の位置に立つ」の義であることを白川静氏の次の字説は明らかにするが、「繫年」が「即位」を「位」の初文を用い「即立」と表記することと符合する。

位：人と立とに従う。「説文」八上に「中庭の左右に列す。之を位と謂ふ」とし、字を会意とする。立とは、

儀礼のとき、一定の位置に立つ形であるから、立が位の初文。∴。「諫毀」には「王、大室に各り、立(位)に即く」のように、王の行為をいうこともある¹³⁾。

したがって、元来「即位」は、「即位哭(位に即きて哭す)」（左傳・宣十八年）のように礼に習見する用語であり、先の①の「天子饗の廟に即位す」とは大子が「宗廟に於いて祭主の位置に即く」ことであると了解される。

このように、先代の「即位」と嗣子の「即位」とは相對応して（祭祀を通して君位を世襲すること）を意味し、祭祀と政事とはここに一体として営まれている。

さて、この先代の即位と嗣子の即位が確認される祭祀の場とは殯礼である。

周知のように殯礼は、『説文』四下に「殯は、死して棺に在りて、將に葬柩に遷さんとし、之を賓遇す。歹賓に从ふ、賓は亦聲。夏后は胙階に殯し、殷人は兩楹の間に殯し、周人は賓階に殯す¹⁴⁾」と説くように、尸を棺におさめる大斂を経て賓階（周の場合）で為される喪礼である。『禮記』王制は「天子七日にして殯し、七月にして葬す。諸侯五日にして殯し、五月にして葬す。大夫・士・庶人三日にして殯し、三月にして葬す¹⁵⁾」と説いている。『禮記』喪大記に「喪有無後、無無主（喪に後無きことあり、主無きこと無し）」¹⁶⁾と言ふ如く、喪礼は必ず祭主を立て、それは先ずこの殯礼

において決する。故にこの殯礼の祭主となることが「即位」に他ならない¹⁶⁾。

次の例では、魯の定公は、先君昭公が晉の乾侯にて十二月に客死し、殯礼を行い得ぬ為めに、踰年しても即位はなく、昭公の喪（尸）が翌年の夏六月癸亥に魯に至り、その五日後の戊辰の日の殯礼にて即位したことを記す。

②（左傳・定元年）六月。癸亥。公之喪至自乾侯。戊辰。公即位。（杜注：諸侯薨、五日而殯。殯則嗣子即位。）

即ち先君の殯礼の祭主と為ることが即位にほかならない。

次に諸侯の君位ではないが卿である孟孫氏の殯礼での即位事例が「原左氏傳」に見える。

③（左傳・襄二十三年）孟莊子疾。∴。公鉏謂季孫曰、「孺子秩、固其所也。若羯立、則季氏信有力於臧氏矣。」弗應。己卯。孟孫卒。公鉏奉羯、立于戶側。季孫至、入哭而出、曰、「秩焉在。」公鉏曰、「羯在此矣。」季孫曰、「孺子長。」公鉏曰、「何長之有。唯其才也。且夫子之命也。」遂立羯。秩奔邾。

孟孫が卒すると、公の左宰の公鉏は孟孫の嗣子に介入し、

嫡（適）長子の秩をさしおいて庶子の羯を殯礼の喪主の位置即ち戸の側に立たしめ（杜注「戸の側は、喪主なり」）、喪賓の季孫に挨拶せしめた。これにより羯が孟孫の当主と確定して即位し（羯を立て）、一方秩は亡命している。やはり祭祀の「即位」が政事のそれを決定すると言えよう。

このように「即世」と「即位」とは、本来は祭祀的なる概念であることが知られるのである。

二（一）「原左氏傳」における即世

今「原左氏傳」における「即世」の全ての用例を、網羅的に示すと次のようになる。

①（成十三年）夏。四月。戊午。晉侯呂相をして秦に絶たしむ。曰はく、「昔我が獻公と穆公とに逮び、相好し、無祿なる獻公世に即く。穆公舊徳を忘れず、用て我が文公を集す。是れ穆の成なり。…無祿なる文公世に即く。穆不弔を爲し、我が君を蔑死し、我が襄公を寡とし、…我が襄公未だ君の舊勲を忘れず。而して社稷の隕つるを懼る。是を以て殺の師有り。…穆・襄世に即き、康・靈位に即く。康公は我に之れ自りて出ず。…君亦た禍の延きを悔ひて、而ち福を先君獻・穆に徼めんと欲し、伯車をして來たりて我

が景公に命ぜしむ。曰はく、「吾れ女と好を同じくし惡を棄て、復た舊徳を脩め、以て前勲を追念せん」と。言誓未だ就かず、景公世に即く。我が寡君是を以て令狐の會有り。…と。（これ以下の本稿所引文の四時は□の囲みを付し四時記載法を明示。）

②（成十六年）秋。…曹人晉に請ひて、曰はく、「我が先君宣公世に即きて自り、國人曰はく、『之を若何せん』と。憂ひ猶ほ未だ弭まず。而して又我が寡君を討ちて、以て曹國社稷の鎮公子を亡す。…」と。

③（襄二十九年）冬。…裨諶曰はく、「善の不善に代はるは天命なり。其れ焉くんぞ子産を辟けんや。…子西世に即けば、將た焉くにかこれを辟けん。…」と。

④（昭十九年）冬。晉人幣を以て鄭に如き、駟乞の立つ故を問はしむ。駟氏懼る。…子産待たずして客に對へて、曰はく、「…若し寡君の二三臣にして其の世に即く者を、晉の大夫にして専ら其の位を制すれば、是れ晉の縣鄙なり。何の國を之れ爲さんと。客の幣を辭して其の使に報ず。晉人之を舍く。

⑤（昭二十六年）冬。…十二月。癸未。王莊宮に入る。王子朝諸侯に告げしめて、曰はく、「昔武王殷に克ち、成王四方を靖んじ、康王民を息へ、母弟を並び建て、以て周を蕃屏せり」と。亦曰はく、「吾れ文武の功

を専ら享くる無し。…。昔先王の命に曰はく、『王后
適無ければ則ち擇びて長を立つ。年鈞しければ徳を以
てし、徳鈞しければ則ちトを以てす』と。王 愛する
を立てず、公卿私無きは、古の制なり。穆后及び天子
壽、早に天に世に即く。單・劉、私を賛けて少を立て、
以て先王を間せり。亦た唯だ伯仲叔季、之を圖れ』と。
このように「原左氏傳」の即位は、③鄭の裨諶以外の例
では、①晉侯が呂相をして秦に絶交せしめる言、②曹人（大
夫）が晉に請う言、④鄭の子産が晉の大夫に對える言、⑤
周の王子朝が諸侯に告げる言のように、いずれも外交的政
治的なフォーマルな言辭として記されている。

他方「原左氏傳」の歴史記述文には周知のように「即位」
ではなく「卒」が習見し、「春秋經」では「即位」は皆無で、
やはり「卒」が習見する。^立先述のように「即位」が祭祀的
含意を有する用語であるのに対して、「卒」は世俗的実務
的（この世中心の）用語で祭祀的含意は皆無である。

両者を比較すると、「世に即く」は「卒す（をはる）」
に比して、祭祀的含意を有し、フォーマルな外交的政治的
言辭として用いられている点などから、雅言（丁重なる言
葉）であると言える。

これは「即位」→「卒」という書法変遷の可能性を窺わ
せるが、一方その逆の想定は困難であろうと考えられる。

二（二）「原左氏傳」における当年即位

「原左氏傳」は、踰年（翌年）称元法（會箋に云う「年
を踰えて元を改む」の原則）による魯の十二公の紀年が縦
軸を為し、各年の四時（春夏秋冬）に列国の記事が言わば
横糸として配列されている。

「原左氏傳」について、諸侯の「即位」の様相をみると、
次のように前君主の薨去（卒）を受けて（その当年に）直
ちに為されている。

①（隱三年）八月。庚辰。宋の穆公卒す。塲公 位に即く。

②（隱四年）衛人 公子晉を邢に逆ふ。 十二月。宣
公 位に即く。

③（莊六年） 春。王人 衛を救ふ。 夏。 衛侯入る。公子
黔牟を周に放ち、甯跪を秦に放ち、左公子泄・右公子
職を斃す。乃ち位に即く。

④（莊三十二年） 八月。癸亥。公 路寢に薨す。子般 位
に即く。 黨氏に次す。 冬。十月。己未。共仲 圉人箠
をして子般を黨氏に賊せしむ。成季陳に奔る。 閔公を
立つ。

⑤（文十四年）子叔姬 齊の昭公に妃たり。 舍を生む。…。

夏。五月。昭公卒す。 舍 位に即く。

⑥（襄十九年） 夏。五月。壬辰。晦。齊の靈公卒す。 莊

公 位に即く。

このように当時の宋・衛・魯・齊の諸侯は前君主の薨去及び卒後ほどなく即位している。したがって当年即位が当時の諸侯の即位の実態と知られる。

やや複雑なのは、亡命先から他国諸侯や国内大夫の擁立により入国して即位する晉の文公と悼公の例である。

⑦（僖二十四年）廿四年。春。二月。甲午。晉師軍

于廬柳。秦伯使公子繫如晉師。…。壬寅。公子入于晉

師。丙午。入于曲沃。丁未。朝于武宮。戊申。使殺懷

公子高梁。…。呂・卻畏偃、將焚公宮而弑晉侯。寺人

被請見。公使讓之、且辭焉。曰、「…。」對曰、「臣謂

君之入也、其知之矣。若猶未也、又將及難。君命無一

古之制也。除君之惡、唯力是視。蒲人・狄人、余何有

焉。今君即位。其無蒲・狄乎。…。」公見之。以難告。

晉の文公重耳は秦伯の後ろ盾で二月壬寅に晉に入国し、四日後の丙午に曲沃に入り翌日武宮（杜注「文公の祖、武公の廟なり」）に朝して祖靈への祭祀を行いその祭主の位に即き（即位し）、その翌日に晉君として命じて懷公を殺させる。呂・卻氏らは畏れ公宮を焚いて文公を殺さんとするが、かつて獻公・惠公に仕えて文公を殺さんとした寺人

披は、「今君即位す」と今や文公に仕えんとする。その「即位」とは武宮での礼（祭祀）を指すものと解せられる。

⑧（成十八年）春。王。正月。庚申。晉欒書・中行偃使

程滑弑厲公、葬之于翼東門之外、以車一乘。使荀營・

士魴逆周子于京師、而立之。生十四年矣。大夫逆于清

原。…。庚午。盟而入。館于伯子同氏。辛巳。朝于武

宮。逐不臣者七人。…。二月。乙酉。朔。晉悼公即位

于朝。始命百官。

晉の厲公は大夫に弑せられ、悼公（周子）は十四歳にして亡命先の京師からその大夫らに迎えられて入国し、正月辛巳に武宮に朝し（祭祀的即位）、その五日目の二月一日に朝廷に即位（政事的即位）して百官に命を發した。武宮に朝した後「臣たらざる者七人を逐ふ」たことは即位（祭祀的即位）後の君権行使を意味している。朝廷での即位は先君の弑逆という政治的混乱を収束し、君位継承を百官に宣明にする政事的儀礼で、祭祀の五日目に為されている。

これらの例では内乱含みの政治的要素が大きく作用しているが、必ず祖廟への祭祀（祭祀的即位）を踏んで即位がなされている。その即位法に特段の変化はなく、礼の規範を踏まえて（先君の殯礼に代わる祖廟への祭祀を踏んで）

可及的迅速に為されている。したがってその実態は当年即位の原則に變更を齎すようなものではないと言えよう。

二―(三) 「原左氏傳」「春秋經」の即位と称元

さて、「原左氏傳」における魯侯の紀年法は、この即位の後に踰年して正月を迎えた年を元年と称するもので、踰年称元法である。これを即位法と併せて「当年即位・踰年称元法」（先君崩御または薨去の年を当年とする）と称することができよう。

また、若しここに先君崩御または薨去の当年において即位し直ちに称元した場合は、「当年即位・当年（立年）称元法」と称することが出来よう（周知のように日本の大正・昭和・平成の改元はこの例となる）。先の一―(二)②の魯の定公の即位は、先君昭公の薨去を魯に喪（尸）の至った時点と名目的に看做して五日後に殯礼・即位が為されている事に鑑みれば、当年即位・当年称元の例と言えよう（但しこの一例に限られる）。

これに対して、「春秋經」の「元年。春。王。正月。公即位。」は、先君崩御もしくは薨去の年を踰えて称元しその正月に即位したとする。これは、「踰年称元・正月即位法」と称すべき即位法である。

春秋期の諸侯の称元が歴史的実態として、踰年称元か或いは当年称元かは、検討を要する問題であり、平勢隆郎氏による問題の指摘と年表の提示がなされている¹⁸⁾。

さて、この三者をここに列挙すると次のようになる。

甲…当年即位・当年称元法 … 先君（先王）崩御又は

薨去の年に即位し当年を元年と称す

乙…当年即位・踰年称元法 … 先君（先王）崩御又は

薨去の年に即位し踰年を元年と称す

丙…踰年称元・正月即位法 … 先君（先王）崩御又は

薨去の踰年を元年とし正月に即位す

甲・乙の場合は、即位↓元年となり、共に当年即位であ

る。丙の場合は、元年正月↓即位となり、踰年正月即位である。「原左氏傳」は乙、「春秋經」は丙の書法に当たる。

三―(一) 「繫年」における即世と即位

今「繫年」における即世と即位の用例を含む原文の書き下し文を網羅的に記すと次のようになる（本稿所引の「繫年」の本文は『清華大學藏戰國竹簡（貳）』下冊の【釋文】一三六―二〇〇頁の表記に拠り、釋文の括弧内に通釈字を記すものはそれを用い、「即立（位）」の場合のみ釋文と通釈字を併記した。原文通り□は欠字、句読点は一部を改め

ている。また「」は吉永による注記及び推定の文である。

①(第一章) 昔周の武王…厲王に至り、厲王大いに周に虐し、卿士・諸正・萬民厥の心に忍びず、乃ち厲王を虺に歸す。共伯和立つ。十又四年。厲王 宣王を生む。宣王立(位)に即く。共伯和 宋に歸る。…。

②(第二章) 周の幽王 妻を西申に取り、平王を生む。王或た褒人の女を取る、是れ褒姒なり、伯盤を生む。褒姒 王に嬖せらる。王と伯盤と平王を逐ふ。平王西申に走る。幽王師を起こし、平王を西申に圍む。申人 界あへず。繪人乃ち西戎を降し、以て幽王を攻む。幽王及び伯盤乃ち滅び、周乃ち亡べり。邦君諸正乃ち幽王の弟余臣を虺に立つ。是れ攜の惠王なり。立ちて廿又一年、晉の文侯仇乃ち惠王を虺に殺す。周 王亡きこと九年なり。邦君諸侯、ここに始めて周に朝せず。晉の文侯乃ち平王を少鄂に逆ひかへ、之を京師に立つ。三年。乃ち東徙し、成周に止まる。晉人ここに始めて京師を啓けり。「廿」は積文のまま。」

③(第二章) 鄭の武公亦た東方の諸侯を正す。武公世に即き、莊公立(位)に即く。莊公世に即き、昭公立(位)に即く。其の大夫高之渠彌 昭公を殺す、而して其の弟の子眉壽を立つ。齊の襄公 諸侯を首止に會し、子

眉壽を殺し、高之渠彌を車轅し、改めて厲公を立つ。鄭以て始めて正し。…。

④(第四章) …。周の惠王立ちて十又七年。赤翟王弟唐師を起こし、衛を伐ち、大いに衛師を賈に敗り、幽侯これに滅ぶ。翟遂に衛に居る。衛人乃ち東して河を涉り、曹に遷り、ここに戴公申を立つ。公子啓方は齊に奔る。戴公卒す。齊の桓公 諸侯を會し、以て楚丘に城き、公子啓方をここに□「立つ」。是れ文公なり。文公世に即き、成公立(位)に即く。…。

⑤(第六章) 晉の獻公の婢妾を驪姫と曰ふ。其の子奚齊の君たるを欲するなり。乃ち大子共君を讒して之を殺す。或た惠公及び文公を讒す。文公は狄に奔り、惠公は梁に奔る。獻公卒す。乃ち奚齊を立つ。其の大夫里克乃ち奚齊を殺して、其の弟悼子を立つ。里克又悼子を殺す。秦の穆公乃ち惠公を晉に内る「入る」。惠公 秦公に賂して曰はく、「我れ後に果たして入れば、君をして河を涉り、梁城に至らしめん」と。惠公既に入り、乃ち秦公に背き、予へず。立ちて六年。秦公 師を率ゐ、惠公と韓に戦ひ、惠公を止めて以て歸る。…。秦の穆公乃ち文公を楚より召し、懷公の室を襲はしむ。晉の惠公卒す。懷公立(位)に即く。秦人師を起こして以て文公を秦に内る。晉人 懷公を殺し

て文公を立つ。…。

「以を特に「以る」と読む時は「引き連れる・率いる・伴う」の意¹⁹。以下同じ。」

⑥(第九章) 晉の襄公卒す。靈公高 幼し、大夫聚り謀り、乃ち靈公を立つ。ここに襄公を葬る。

⑦(第十一章) 楚の穆王立ちて八年。…。穆王世に即き、莊王立(位)に即く。…。

⑧(第十五章) 楚の莊王立つや、呉人 楚に服す。…。莊王立ちて十又五年。…。莊王世に即き、共王立(位)に即く。…。王 申公に齊に聘するを命ず。申公…、

齊より遂に逃げて晉に適き、晉より呉に適く。ここに始めて呉・晉の路を通じ、呉人に楚に叛くを教ふ。以て靈王に至る。靈王 呉を伐ち、…、呉人ここに又楚に服す。靈王世に即き、景平王立(位)に即く。…。

景平王世に即き、昭王立(位)に即く。…。

⑨(第十六章) 楚の共王立ちて七年。令尹子重 鄭を伐ち、…。晉の景公 諸侯を會して以て鄭を救ふ。…、共王 鄭公をして晉に聘せしめ、且つ成を許す。景公 翟之筏をして楚に聘せしめ、且つ成を修めしむ。未だ還らずして、景公卒す。厲公立(位)に即く。…。厲公亦た禍せられて以て死し、後亡し^な。

⑩(第十七章) 晉の莊平公立(位)に即く。元年。公

諸侯に溟梁に會す。…。平公立ちて五年。晉亂る。樂盈出でて齊に奔る。…。

⑪(第十八章) 晉の莊平公立ちて十又二年、楚の康王立ちて十又四年なり。…。康王世に即き、孺子王立(位)に即く。靈王 令尹と爲る。令尹 趙文子及び諸侯の大夫に會し、號に盟ふ。孺子王世に即き、靈王立(位)に即く。靈王先ず兵を起し、諸侯に申に會し、…。

靈王禍せられ、景平王立(位)に即くや、晉の莊平公世に即き、昭公・頃公皆早に世し、簡公立(位)に即く。景平王世に即き、昭王立(位)に即く。…。晉と呉と會して一と爲り、以て楚を伐ち、方城に闚む。遂に諸侯に召陵に盟ひ、中山を伐つ。晉師大いに疫し且つ飢人多く食らふ。楚の昭王 伊・洛を侵し、以て方城の師に復す。晉人且つは范氏と中行氏との禍有り、七歳甲を解かず。諸侯 鹹泉に同盟し、以て晉に反す。今に至るまで、齊人以て晉に服せず、晉公以て弱し。

⑫(第十九章) 楚の靈王立ちて、既に陳・蔡を縣とす。景平王立(位)に即きて、改めて陳・蔡の君を邦「封」じ、各の其の邦に復せしむ。景平王世に即き、昭王立(位)に即くや、陳・蔡・胡、楚に反し、呉人と楚を伐つ。…。昭王既に邦に復り、ここに胡に克ち、蔡を圍む。昭王世に即く。獻惠王立ちて十又一年。蔡の昭

侯申懼れ、…。楚人ここに蔡を縣とす。

⑬(第二十章) 晉の景公立ちて十又五年。申公屈巫 晉より呉に適く。ここに始めて呉・晉の路を通じ、二邦好を爲し、以て晉の悼公に至る。悼公立ちて十又一年。公 諸侯に會し、以て呉王壽夢と虢に相見ゆ。晉の簡公立ちて五年。呉王闔廬と楚を伐つ。闔廬世に即き、夫差王立(位)に即く。晉の簡公 諸侯に會し、以て夫差王と黄池に相見ゆ。越公句踐 呉に克つ。越人 呉の晉と好を爲すを因襲す。晉の敬公立ちて十又一年。趙桓子：。晉の幽公立ちて四年。…。今に至るまで、晉越以て好を爲す。

⑭(第二十二章) 楚の聲桓王立(位)に即く。元年。晉公止 諸侯に任に會す。…。晉の魏文侯斯 晉師を從へ、晉師大いに齊師を敗る。…。齊と晉と成く、齊侯 晉軍に盟ふ。晉の三子の大夫 齊に入り、陳和と陳湏とに濫門の外に盟ふ。曰はく、「長城を修むる母かれ。麋丘を伐つ母かれ」と。晉公 齊の俘讖を周王に獻じ、遂に齊侯・魯侯・顯・宋公・田・衛侯・鄭伯駘を以て、周王に周に朝す。

⑮(第二十三章) 楚の聲桓王立ちて四年。宋公田・鄭伯駘 皆楚に朝す。…。聲王世に即き、悼哲王立(位)に即く。…。明歲、…。明歲、…。明歲、…。厭年、韓取、

魏擊 師を率ゐて武陽を圍み、以て部の師に復す。魯陽公 師を率ゐて武陽を救ひ、晉師と武陽の城下に戰ふ。楚師大いに敗る。魯陽公・平夜悼武君・陽城桓定君・三執珪の君…これに死す。楚人盡く其の旃幕・車・兵を棄て、犬逸して還る。陳人ここに反つて王子定を陳に入る。楚邦以て城を亡ふこと多し。

⑯(第二十三章) 楚師將に武陽を救はんとす。王 平夜悼武君に命じ、人をして齊の陳湏に師を求めしむ。陳疾目 車千乘を率ゐ、以て楚師に武陽に従ふ。甲戌。晉・楚、以て戰ふ。丙子。齊師 岳に至り、遂に還る。「網掛け部は日干支で干支紀日法の使用を示す。」

以上の「繫年」の本文について、まず注目されるのは、例えば⑩「晉莊平公立(位)に即く。元年。」、⑭「楚聲桓王立(位)に即く。元年。」等の書法である。これは即位↓元年を示し、先述の三種のうち甲「当年即位・当年称元法」又は乙「当年即位・踰年称元法」の書法と理解される。これをいづれかに特定し難いのは、「繫年」には「元年春」の類の四時(春夏秋冬)記載法(その使用の場合には明らかに踰年称元を示す)が見えないからである。いづれにせよ「繫年」の書法からは当年即位であることが知られる。

次に、先君Aと嗣君Bとの關係を示す書法について検討

すると、次のように整理される。

- i 「A即位、B即位(位)」の書法(14例で楚王9〔7〕⑧⑩⑫⑮、うち3例は平王から昭王への同一例)、鄭君2〔3〕、晉君1〔11〕、衛君1〔4〕、呉王1〔13〕
 — 先述のように殯礼や宗廟(祖廟)の祭祀による「君位の世襲」を示す。当年即位と解される。なお「A即位」単独は⑫の昭王の1例。
- ii 「A卒。B即位(位)」や「B即位(位)」の書法(前者は晉君の2例〔5〕⑨〕、後者は5例で周王1〔1〕、晉君1〔10〕、楚王3〔11〕⑫⑭) — 祭祀及び政事による「君位の世襲」を示す。当年即位と解される。「即位」と「卒」は二者択一的に用いられている。なお「繫年」全体では「A卒」は8例(晉君6、衛君1、宋君1)。
- iii 「(C)立B」の書法(9例で周王2〔2〕、鄭君2〔3〕、衛君1〔4〕、晉君4〔5〕⑥) — 国内大夫や他国諸侯(C)に「擁立されて君位を世襲する」(多く弑君・弑太子を伴う)ことを示す。Cは明示されないこともある。
- iv 「B立」の書法(1例で周王即ち共伯和の例〔1〕) — 世襲に限定されず「君位に立つ」を意味する。
- v このiii ivの型の「立」を書せば「即位(位)」を重

ねて書するに及ばない。「立」の外延(概念の範囲)は「即位(位)」を包括する。又「立」は政治性が強調された書法と言える。

- vi 「即位(位)」を書して重ねて「立」を書する場合は「立つや、立ちて」の意(⑧楚莊王、⑫楚靈王)で、「立〇〇年(立ちて〇〇年)」「②④⑤⑦⑬⑮」も同じ。

- vii 「即位(位)」を書して重ねて「即位(位)」を書する場合は「即位するや、即位して」の意(⑪景平王、⑫楚景平王・昭王の例)と解される。

また、「繫年」では第二十三章において干支紀日法が用いられている。一方四時記載法は見られない。

三二(二) 「繫年」テキストの成書時期

「繫年」テキストの成書時期については、二十三章に見える「楚悼王」の諡号が最後であることから、李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡(貳)』「繫年」【説明】は「可知此篇作於楚肅王或更晚的楚宣王之世、和『清華大學藏戰國竹簡』第一輯所収的《楚居》時代大致相同。」(一三五頁)と肅王遅くとも宣王の時代とし、「楚居」と同時期とする。その「楚居」の年代は、李學勤主編同(壹)「楚居」【注釋】八〇に

「肅王爲悼王子、《楚居》不記悼王子肅王之諡、該篇很可能作於其在位時。」（一九二頁）と肅王期の可能性が高いとしている。資料に即しての無理の無い推論と思われる。²¹⁾

即ち「繫年」は「楚居」と同様に肅王期（史記・六國年表では前三八〇〜前三七〇年、平勢年表では前三八五〜前三七五年²²⁾）の作である可能性が高いとしてよいであろう。

さて、「繫年」テキストの注目される第二点は、第一章の「乃ち厲王を彘に歸す。共伯和立つ。」との共伯の王権篡奪の記事である。従来この事は伝世文献には明記が無く、『史記』十二諸侯年表序には「太史公 春秋・曆譜謀を讀み、周の厲王に至りて、未だ嘗て書を廢して歎ぜずんば非ざるなり²³⁾」との記事があるものの、太史公の讀んだ「春秋」とは何かが不明であった。一方、史記・周本紀は「召公・周公、二相 政を行ふ、號して共和と曰ふ」と記す。この周本紀の記事からすれば「太史公」が歎じた理由は全く理解し難い。『左傳』所収「春秋左氏經」、『公羊傳』『穀梁傳』とその所収「春秋經」にも周の厲王のことは記されていない。但し『國語』周語上に「厲王虐なり。…王を彘に流す」とし、『左傳』昭公二十六年には「厲王は心 戻虐なり。萬民忍びず。王を彘に居らしむ。諸侯 位を釋てて以て王政に問はる。宣王 志有りて、而る後に官を效す」と記す。これらは史記・周本紀よりは踏み込んでいるが、基調は同

じで共伯和の篡奪（自立）には言及していない。

だが、西晉の咸寧五年（二七九年）汲郡出土とされる『汲冢紀年』の輯佚・校補本である「古本竹書紀年」には「共伯和、王位を干す」と周本紀には無い記載がなされている。従来これは孤証とされてきたが、この「繫年」の傍証により、共伯和による王位の篡奪を「太史公」が常に歎じていたとの趣意が、ここに明らかとなったと言えよう。

夙に『墨子』明鬼下篇には「周の春秋」「燕の春秋」「宋の春秋」「齊の春秋」についてその記事が引用されている。戦国期に「魯の春秋」のみならず列国の「春秋」の行われたことは否定し難い。されば、太史公の讀んだ「春秋」が、「周の春秋」或はこの「繫年」のような類の「春秋（史記）」という想定も可能性としては排除されないと考えよう。

ここに、「繫年」の様相をその第一章から第七章までについて概観すると、第一章は、周の武王の功業、共伯和の自立（篡奪）、宣王の即位と周の衰退を記す。第二章は、周の幽王の失政と周の滅亡、諸侯の恵王擁立、晉の文侯の恵王弑殺と文侯による平王の擁立及び東遷、そして晉の勃興、鄭の武公の功業、鄭の莊公を経て昭公の高之渠彌による弑殺、齊の襄公による諸侯の会と鄭の乱の平定、楚の文王の漢陽への経略を記す。第三章は、周の成王が旧殷の商蓋の民を西に移しこれが秦の先人となったこと、周の東遷

後に秦が周の墳墓を守り、秦が始めて大となったことを記す。第四章は、成王による衛の康叔の封建とその後の赤翟による衛の滅国、齊の桓公が諸侯を会して楚丘に城き衛の文公を立てた功業と、又も翟に伐たれた衛が帝丘に遷るを記す。第五章は、蔡侯と息侯の陳女息媯をめぐる争い、楚の文王による息の滅亡と文王が息媯を以て帰り成王を生んだこと、文王の北方経略を記す。第六章は、晉の獻公の妾驪姫による後嗣をめぐる争い、秦の穆公による惠公の入晉と即位、惠公の背信による韓の戦い、そして晉の文公の諸国亡命と秦の穆公による文公の入晉と即位、秦・晉の好を記す。第七章は、晉の文公の城濮の戦による楚への勝利と、文公が楚の俘馘を周王に献じ、踐土に諸侯の盟主となり覇者の功業をとげたことを記す。

このように見ると、「繫年」は一国の史記（春秋）ではなく列国史の集成による「天下の史記」とも称すべき構成となっていることが窺えよう。これに対比し得るのは「原左氏傳」となろう。但し「繫年」には未だ四時記載法は無く、それより古い史記（春秋）の形態と考えられる。

また第一章の共伯和の自立や第二章の晉文侯の平王擁立の功業は「原左氏傳」には無いことも注目される。

更に、「繫年」の書法が「原左氏傳」に比して一次資料に即した古樸さを示すと思われる要素は、楚王の呼称の間

題である。「原左氏傳」や「春秋經」では「楚王」を取えず「楚子」と中国の周王の五等爵の第四位を以て呼称し、中国の秩序に位置付けんと意図する政治的呼称（一種のメタ言語的呼称）が習用される。だが「繫年」は「楚の文王」（一、五章）に始まり、「穆王、莊王」（十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百）と記す。つまり「原左氏傳」や「春秋經」の「楚子」というメタ言語 metalinguage 的手法（対象について記述する対象言語 object language に対し、対象言語の記述内容に記述的操作を加える手法）ではなく、実際の楚王の諡号を用いている。この点にも「繫年」の先行性が窺えよう。²³

次に「繫年」全体の叙述を概観すると、②の第二章の晉の文侯の平王擁立の功業と、⑭の第二十二章の晉の魏文侯（共に文侯）の大勝による晉の勤王の業と、また引用文にはないが第三章の「周室既に卑し」と、⑪の第十八章の「晉公以て弱し」の状況とは、ともに本末相呼応して三晉の勃興に帰結している。

そして、①と⑬の波線部に見える「繫年」テキスト編者の「今」とは、晉の弱体化と魏・趙・韓が周王より諸侯の

命を受ける周の威烈王二十三年・晉の烈公十六年（六國年表、前四〇三年）直前の状況を示している。また⑭の晉公の周王への齊の俘馘の献上も魏文侯らの三晉の功で、清華簡「繫年」注釋十六（同一九五頁）が「晉公は晉の烈公、此の時は當に是れ晉烈公の十六年なるべし。三晉 齊の俘馘を獻するを以て名と爲し、周王に諸侯と爲すを命ずるを要求す。」とするのは妥当な見解と言えよう。

されば、「繫年」テキストは、⑭の第二十二章までが一種の「天下の史記」として晉（三晉）の立場にて第一次成書した可能性が想定され（前四〇〇年前後）、更に楚の記事が中心になり干支紀日法を用い編年体にも近づいている二十三章を含むテキスト全体の最終成立は、先述のように楚王の諡号や「楚居」との相同性から肅王期と推定されるのである。

また、以上の二、三の考察から「繫年」と「原左氏傳」の記事や書法は、共に当年即位において共通する。故に春秋期の即位の実態は当年即位を原則とするものであると結論し得る。

更に、用語と書法等から見ると「原左氏傳」に比して「繫年」はより先行する可能性が想定されるのである。

四 「春秋經」の踰年称元・正月即位法

ここに「春秋經」と『左傳』の十二公の元年及びその薨去年の当該記事を一覽にすると次のようになる（経は太字で記す。左傳のへく部分は解經文を示す。）

- ① 隱公〔経〕元年。春。王。正月。：。十有一年。冬。十有一月。壬辰。公薨。〔左〕生桓公而惠公薨。是以隱公立而奉之。元年。春。王。周正月。〔不書即位、撰也。〕：。十一年。十一月。：。壬辰。羽父使賊弑公子爲氏。立桓公。
- ② 桓公〔経〕元年。春。王。正月。公即位。：。十有八年。夏。四月。丙子。公薨于齊。〔左〕元年。春。公即位、脩好于鄭。鄭人請復祀周公、卒易祊田。公許之。：。十八年。：。夏。四月。丙子。享公。使公子彭生乘公。公薨于車。
- ③ 莊公〔経〕元年。春。王。正月。：。卅有二年。：。秋。八月。癸亥。公薨于路寢。冬。十月。己未。子般卒。〔左〕元年。春。〔不稱即位、文姜出故也。〕：。卅二年。秋。：。八月。癸亥。公薨于路寢。子般即位。次于黨氏。冬。十月。己未。共仲使圉人荦賊子般于黨氏。成季奔陳。立閔公。

④閔公〔經〕元年。春。王。正月。：。二年。：。秋。八月。辛丑。公薨。〔左〕元年。春。〔不書即位、亂故也。〕：。二年。：。秋。八月。辛丑。共仲使卜齮賊公于武闈。成季以僖公適邾。共仲奔莒。乃入立之。：。成風：而屬僖公焉。故成季立之。

⑤僖公〔經〕元年。春。王。正月。：。卅有三年。：。秋。：。十有二月。公至自齊。乙丑。公薨于小寢。〔左〕元年。春。〔不稱即位、公出故也。〕：。卅三年。：。公如齊。朝且弔有狄師也。反、薨于小寢。

⑥文公〔經〕元年。春。王。正月。公即位。：。十有八年。春。王。二月。丁丑。公薨于臺下。〔左〕元年。春。王使內史叔服來會葬。：。十八年。春。：。二月。丁丑。公薨。：。夏。：。六月。葬文公。秋。：。文公二妃敬嬴生宣公。：。宣公長而屬諸襄仲。：。秋。：。十月。仲殺惡及視、而立宣公。

⑦宣公〔經〕元年。春。王。正月。公即位。：。十有八年。秋。十月。壬戌。公薨于路寢。〔左〕元年。春。王。正月。公子遂如齊逆女。：。十八年。：。秋。：。公孫歸父以襄仲之立公也有寵、欲去三桓以張公室。與公謀而聘于晉、欲以晉人去之。秋。公薨。季文子言於朝、：。遂逐東門氏。

⑧成公〔經〕元年。春。王。正月。公即位。：。十有八

年。：。秋。：。八月。：。己丑。公薨于路寢。〔左〕元年。春。晉侯使瑕嘉平戎于王。：。十八年。：。秋。：。八月。：。己丑。公薨于路寢。

⑨襄公〔經〕元年。春。王。正月。公即位。：。卅有一年。：。夏。六月。辛巳。公薨于楚宮。〔左〕元年。春。己亥。圍宋彭城。：。卅一年。：。夏。：。六月。辛巳。公薨于楚宮。：。立胡女敬歸之子子野。次于季氏。秋。九月。癸巳。卒。毀也。：。立敬歸之姊齊歸之子公子稠。穆叔不欲。：。武子不聽。卒立之。

⑩昭公〔經〕元年。春。王。正月。公即位。：。卅有二年。：。秋。十有二月。己未。公薨于乾侯。〔左〕元年。春。楚公子圍聘于鄭。：。卅二年。春。王。正月。公在乾侯。：。秋。：。十二月。：。己未。公薨。

⑪定公〔經〕元年。春。王。三月。晉人執宋仲幾于京師。夏。六月。癸亥。公之喪至自乾侯。戊辰。公即位。：。十有五年。：。夏。五月。：。壬申。公薨于高寢。〔左〕元年。春。王。正月。辛巳。晉魏舒合諸侯之大夫于狄泉。將以城成周。：。夏。：。六月。癸亥。公之喪至自乾侯。戊辰。公即位。：。十五年。：。夏。五月。壬申。公薨。：。秋。七月。壬申。姒氏卒。：。

⑫哀公〔經〕元年。春。王。正月。公即位。〔左〕元年。春。楚子圍蔡。

楚子圍蔡。

「春秋經」は「原左氏傳」と同様に四時記載法や干支紀日法（波線部）を用い、先君薨去の年を踰えて称元する「踰年称元」の書法である。

その上で、②桓公・⑥文公・⑦宣公・⑧成公・⑨襄公・⑩昭公・⑫哀公の七公の経の記事は、「正月即位」を記す。一方、①隱公・③莊公・④閔公・⑤僖公の経に「正月即位」の記事はなく、『左傳』の解経文に例えば①「即位を書せざるは、攝なればなり」、③「即位を稱せざるは、文姜出ざる故なり」のように、正月即位の「不書」「不稱」の理由を記す。即ち、これら解経文は経文における「正月即位」記載の不履行の理由を説明し、逆にそれを経の原則として改めて確認させるものとなっている（本稿冒頭と注に記す杜預の「変例」はこれらの解経文を指す）。

したがって、「春秋經」は、「踰年称元・正月即位法」を桓公と文公以降（定公を除く）の経文に於いて用いており、これを経の書法の原則に立てんとするものと言えよう。

一方、解経文を除く「原左氏傳」は踰年称元ではあるが、「經」とは対照的に魯公の即位についての「正月即位」の明記は皆無である。即ち、先の文に隱公は惠公末年に「隱公立つ」、桓公は隱公十一年十一月に「桓公を立つ」、閔公は莊公三十二年十月に「閔公を立つ」、僖公は閔公二年秋に「之を立つ」、宣公は文公十八年十月に「宣公を立つ」、

昭公（子湫）は襄公三十一年秋に「之を立つ」と、いずれも先君薨去の当年に即位したことを記している。また⑩定公の場合も、先述のように名目的な当年即位と看做し得る。さらに、桓公元年の左傳の「春。公即位」については、桓公は先述の如く隱公薨去の当年十一月に「桓公を立つ」として即位しており、先の「繫年」の書法 v vii に鑑み、この記事は「公位に即くや、好を鄭に脩む。云々」と、昨年末即位以来の桓公の外交を示す文と解せられる。もとより「正月」は書されておらず「正月即位」の表現ではない。

これを要するに、『左傳』所収の「原左氏傳」の魯公即位の記事も当年即位を示すものと確認され、先の考察と併せ考えると、やはり「繫年」や「原左氏傳」における当年即位が春秋期の即位の実態を反映していると理解される。これに対して「春秋經」と『左傳』の解経文は、「正月即位」という新たな原則を立てんとしていることがここに明らかとなるのである。

五 「古本竹書紀年」と「今本竹書紀年」の書法

先述の『汲冢紀年』は所謂竹書紀年であるが宋代に散逸し、その輯佚本が清・朱右曾編『汲冢紀年存真』であり、

その王国維による校補本が次に記す「古本竹書紀年」である。²⁷

まず、その「古本竹書紀年」より即位・称元に関する主な記事を摘記すると次のようになる。

①昌意…黄帝死七年。其臣左徹乃立顓頊。…帝堯。元年。丙子。…。(年干支)

②夏后氏。禹。…禹立四十五年。啓。…益干啓位、啓殺之。…相。后相即位。居商邱。元年。征淮夷。夷。二年。…后荒即位。元年。以玄圭賓于河。…后發即位。元年。諸夷賓于王門。…。(即位↓元年)

③商。…仲丁即位。元年。自亳遷于囂。征于藍夷。…。(即位↓元年)

④周。武王。十一年。庚寅。周始伐商。…武王年五十四。成王。康王。六年。齊太公望卒。…昭王。…昭王末年。…王南巡不返。穆王。元年。…三十七年。伐越。大起九師。…共王。懿王。元年。…孝王。七年。…大雨雹。…夷王。二年。…七年。…雨雹。大如礪。厲王。…共伯和干王位。共和十四年。大旱。火焚其屋。伯和篡位、立。…又大旱。其年周厲王死。宣王立。…(四時記載法、年干支)

⑤魏。武侯十一年。城洛陽及安邑王垣。…惠成王伐趙

…。六年。四月。甲寅。徙都于大梁。…。(日干支)

「古本竹書紀年」では、②③の記事の語順に明らかかなうに即位して然る後に元年を称し、更に④では四時記載法を用いる。つまり〈当年即位〉し、その上で当年若しくは踰年に称元したとする書法(即位↓元年)である。①③では当年称元か踰年称元かは明らかではないが、④の四時記載法に拠る記事の存在を見ると、周以後は踰年称元法を用いているものと解される。また「繫年」「原左氏傳」「春秋經」と同じ干支紀日法(波線部)に、新たに干支紀年法(①④の大傍線部の二例)を用いている。²⁸

次に、同じ竹書紀年テキストを称するものの、明代の偽書とされる「今本竹書紀年」²⁹について、同様に摘記すると、次のようになる。

①黄帝軒轅氏。元年。帝即位。…帝顓頊高陽氏。元年。帝即位。…帝嚳高辛氏。元年。帝即位。…帝堯陶唐氏。元年。丙子。帝即位。…(元年↓即位、年干支)

②帝禹夏后氏。元年。壬子。帝即位。…帝啓。元年。癸亥。帝即位于夏邑。…(元年↓即位、年干支)

③殷商成湯。十八年。癸亥。王即位。…外丙。元年。乙亥。即位。…盤庚。元年。丙寅。王即位。…帝

辛。元年。己亥。王即位。…。(元年↓即位、年干支)

④周武王。…十七年。命王世子誦于東宮。冬。十有二月。王陟。年五十四。成王。元年。丁酉。春。正月。王即位。命冢宰周文公總百官。庚午。周公誥諸侯于皇門。夏。六月。葬武王于畢。…三十七年。夏。四月。

乙丑。王陟。康王。元年。甲戌。春。正月。王即位。…厲王。元年。戊申。春。正月。王即位。…二十六年。大旱。王陟于薳。…共伯和歸其國。遂大雨。宣王。元年。甲戌。春。正月。王即位。周定公・召穆公輔政。…四十六年。王陟。…(元年正月↓即位、四時記載法、年干支、日干支)

「今本竹書紀年」が「古本竹書紀年」と異なるのは、一貫する「元年↓即位」の書法である。特に④の周の記事では明らかに「春秋經」と同軌の踰年称元・正月即位法によって記事が書かれていることが知られる。

六 「繫年」「原左氏傳」「春秋經(春秋左氏經)」「古本竹書紀年」及び「今本竹書紀年」における用語と書法の比較

ここに各テキストの書法における、I 即位、II 踰年称元、

III 当年即位、IV 踰年正月即位、V 四時、VI 干支紀日、VII 干支紀年、の有無を一覧にして示すと次のようになる。

| | I | II | III | IV | V | VI | VII |
|--------|---|----|-----|----|---|----|-----|
| 繫年 | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 原左氏傳 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 春秋經 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 古本竹書紀年 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 今本竹書紀年 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

(繫年が踰年称元か当年称元かは確定し難いので△)

このように「繫年」と「原左氏傳」と「古本竹書紀年」は当年即位で共通し、書法の類縁性と発展性が窺える。これに対して、「春秋經」の踰年正月即位は偽書とされる「今本竹書紀年」とのみ共通し、干支紀年を除けば両者は同一の様相となる。そこに「春秋經」を権威とする後世の經学の思惟により「今本竹書紀年」が作為されたことが看取されよう。

七 結びとして

以上の出土資料を介しての考察から浮かび上がるのは、

x…「繫年」——「原左氏傳」——「古本竹書紀年」
 y…「春秋經」——「今本竹書紀年」

というテキストの時系列的及び類縁的關係である。

このxの系列では、「原左氏傳」と「繫年」の卽世と卽位等の検討を通して、先君崩御・薨去の年の〈当年卽位〉が春秋期の卽位の実態であったことが明らかにされた。

一方yの系列では、「春秋經」の「元年。春。王の正月。公位に卽く」という踰年の〈正月卽位〉の書法で共通するが、その春秋期の実態としての裏付けは、「原左氏傳」にも、出土資料「繫年」「古本竹書紀年」にも求め得ない。つまり、この「春秋經」の正月卽位法は「經」とその解經文においてのみ論ぜられているものと言える。そしてその「春秋經」と相对应するのが偽書である「今本竹書紀年」であるという構図が、ここに明らかとなったのである。

注

(1) 杜預はその『春秋經傳集解』（十三經注疏『重刊宋本左傳注疏附校勘記』本所収）の「春秋序」において「其微顯闡幽、裁成義類者、皆據舊例而發義、指行事以正褒貶。諸稱書不書先書故書不言不稱書曰之類、皆所以起新舊發大義、謂之變例。〔其の顯なるを徹にし幽なるを闡かにして、義類を裁成する者は、皆舊例に據りて義を發し、行事を指して以て褒貶を正す。諸の「書」「不書」「先書」「故書」「不

言」「不稱」「書曰」を稱するの類は、皆新舊を起こし大義を發する所以なり、之を變例と謂ふ。〕」（句点・括弧・書き下し文は吉永）と述べている。この經文を具体的に指し或は引用して説明する伝文の類を杜預は変例と称する。これがここに言う解經文である。なお、解經文を劉歆に由るとする劉逢祿の説の不可なることは、鎌田正「左傳の成立と其の展開」〔昭和三十八年、大修館書店〕が詳論している。

(2) 筆者はこの「原左氏傳」より、春秋左氏經が抽出・編作の手法に拠り（他史料の援用も含めて）制作されたとの体系的な仮説を提起している。詳しくは拙著『戰國思想史研究——儒家と墨家の思想的交渉——』第二部第二章『左傳』の資料的性格（平成十六年（2004）五月、朋友書店）、拙稿「春秋左氏經」の「原左氏傳」からの抽出・編作とその成立過程について——隱公期「春秋左氏經」抽出編作拳例及び「卒」の記事を中心に——（『秋田大学教育文化学部研究紀要 人文・社会科学』第64集、平成二十一年（2009）三月）、拙稿「春秋左氏經・伝の「卒」記事の「名」と「諡」について——作經原則としての「名」——」（『中国研究集刊』玉号（総60号）、平成二十二年（2010）一月）、拙稿「春秋左氏經」の作經メカニズムについての考察（一）——哀公期「左氏經」の「原左氏傳」からの抽出・編作拳例とその分析を中心に——」（前掲紀要第66集、平成二十三年（2011）三月）、拙稿「春秋經（左氏經）の作經メカニズムについての考察（二）——昭公期「左氏經」の「原左氏傳」からの抽出・編作拳例とその分析より——」（前掲紀要第67集、平

- 成二十四年(2012)三月)、拙稿「对于春秋經(左氏經)的作經機構考察(二)——在定公期「左氏經」從「原左氏傳」抽出・編作的举例和其分析——」(國立臺灣大學「經學與文學國際學術研討會 會議論文集」、平成二十四年(2012)三月)、拙稿「春秋經(左氏經)の作經メカニズムについての考察(四)——文公期「左氏經」の「原左氏傳」からの抽出・編作举例とその分析より——」(前掲紀要第68集、平成二十五年(2013)三月)等参照。又科研報告・拙稿「春秋左氏經文の原春秋左氏傳からの抽出・編作とその作經メカニズムの研究(上)」(平成二十五(2013)年三月、私家版、秋田活版印刷行、全124頁)、拙稿『同(中)』(平成二十六年(2014)九月、同上、全130頁)、拙稿『同(下)』(平成二十七年(2015)十月、同上、全192頁)がある。これらにて「原左氏傳」からの抽出・編作による「經」制作のメカニズムを解明し、「原左氏傳」の成立を前三五五年頃、「春秋左氏經」の成立を前三五一年頃との見解を提示した。
- なお、本稿所引の『左傳』は竹添進一郎編『左氏會箋』三十卷(御府舊抄卷子金澤文庫本、明治四十四年、富山房、漢文大系第十・十一卷)本を底本とする。句点・括弧・書き下し文等は、これを参照しつつ吉永による。用字は底本表記を基本とするが一部に常用字表記も用いる。
- (3) 本稿所引の「繫年」は清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡(貳)』(二〇一一年、上海中西書局)による。書き下し文・傍線等は吉永。
- (4) 「古本竹書紀年」は清朱右曾輯録・王國維校補『古本竹書紀年輯校』(四部刊要世界文庫、中華民國四十六年)、「今本竹書紀年」は梁沈約附註・明范欽訂『竹書紀年』(上海商務印書館縮印天一閣刊本、四部叢刊初編所収)による。
- (5) 本稿所引の『國語』は上海商務印書館縮印杭州葉氏藏明刊本『國語』二十一卷(四部叢刊初編所収)による。句点・書き下し文は吉永。以下同じ。
- (6) 「爾雅」は十三經注疏『重刊宋本爾雅注疏附校勘記』本による。句点は吉永。
- (7) 「爾雅」は「詁訓の指歸を通ずる」(郭璞「爾雅序」)もので、「19編から成り、初めの釈詁・釈言・釈訓は、古典の中から、動詞・形容詞・代名詞など、それぞれ類義語を並べて、最後に、普通の言葉で解説する。」(阿頼耶順宏「爾雅」日原利国編『中国思想辞典』162頁、研文出版、一九八四年)というもので、古典(詩・書等)の類義語を当代通用の語を以て通釈するという手法を取っている。類義語の共通性を当代通用の語により把握するには便利だが、これを以て類義語相互における及び類義語と当代通用の語における語彙が全く同義とは必ずしもならないことは自明である。「就世、終世也」を便宜的通釈と称する所以である。
- (8) 白川静「字統」(一九八四年、平凡社)五五三頁。なお「字統」原文のルビの一部は省略に従う。以下同じ。
- (9) 『韓非子』は上海商務印書館縮印宋鈔本『韓非子』二十卷(四部叢刊初編所収)による。句点・傍線は吉永。
- (10) 浅野裕一「史書としての清華簡「繫年」の性格」(浅野裕一・小沢賢二「出土文獻から見た古史と儒家経典」二〇

- 一二年、汲古書院)は、「武公は世を即^すえ、莊公即位す」(同六二頁)と読む。また廖名春『清華簡《繫年》管窺』(『深圳大學學報』第二九卷3期、二〇一二年)は、「即世」当讀為「既殛」、也就是「既歿」とし「漢語大詞典」解『就世』為「猶言逝世。就、終、也。有欠準確」と、「終世」の釈は正確ではないとしつとも、「即世」を「既歿」と釈する(傍線は皆吉永)。いずれも確訛とはし難い。
- (11) 白川靜前掲書四九二頁。
- (12) 高木智見『先秦の社会と思想』(二〇〇一年、創文社) 二二九頁。
- (13) 白川靜前掲書十五頁。
- (14) 『説文』は『説文解字注』本(中華民国五十九年、藝文印書館)による。句点・書き下し文は吉永。
- (15) 本稿所引の『禮記』は十三經注疏『重刊宋本禮記注疏附校勘記』本(嘉慶二十年、江西南昌府學開彫)による。句点・書き下し文は吉永。以下同じ。
- (16) 尾形勇「中国の即位儀礼」は「唐代の「伝位」のばあいには「柩前即位」が通例であった。…すなわち、七日間の「殯」の期間中に殯所(おおむね柩が移置された太極殿)において新皇帝は即位したのである。」(井上光貞編『東アジアにおける儀礼と国家』二五頁、一九八二年、学生社)とする。唐代のみならず周初の康王即位が殯礼にて為されたとの『尚書』顧命の記事の如く、歴代の即位はこの殯礼即位(柩前即位)を基軸に行われている。
- (17) 「原左氏傳」の「卒」は187例、又「春秋左氏經」の「卒」は175例で、このうち82例は経・伝共通の例である。その詳細及び「國・爵・名」の書法の含意については、拙稿「春秋左氏経・伝の「卒」記事の「名」と「諡」について——作経原則としての「名」——(『中国研究集刊』玉号、平成二十二年)参照。
- (18) 平勢隆郎『新編 史記東周年表』(一九九五年、東京大學出版会)参照。
- (19) 大槻文彦『新訂大言海』(昭和三二年、富山房) 287頁参照。
- (20) 浅野裕一前掲書は「遂に齊侯を以て貸し、…」(85頁)と読むが、「繫年」注釋(193頁)も指摘する如く貸は齊の康公の名で、「以」は「引き連れる」の意である。左傳・僖廿六年に「公以楚師伐齊、取穀。凡師能左右之曰以。」と云う。
- (21) 浅野裕一前掲書も、「繫年」の成書時期は楚の肅王の時代か遅ければ次の宣王の時代と考えられる(59〜60頁)とし、又「肅王(在位…前三八〇年〜前三七〇年)の時代に編集作業が終了した可能性が高い」(102頁)とする。
- (22) 平勢隆郎前掲書155〜157頁。
- (23) 本稿所引の『史記』は『史記』全十冊本(中華書局版、一九五九年)による。一部句点・書き下し文は吉永。
- (24) 吉本道雅『清華簡繫年考』(『京都大學文學部研究紀要』五二号、二〇一三年三月)は、「繫年」は諸侯の序列につき、「春秋經」とは異なった認識を示している。すなわち、「繫年」は、『春秋經』の「晉侯」「秦伯」「許男」を用いず、「晉公」「秦公」「許公」を用いる。また『春秋經』が蠻夷

戎狄の君主の爵として用いる「子」を用いず、「楚子」「呉子」については「楚王」「呉王」を用いる。これらは春秋金文に見える自稱に一致する。…これらは「繫年」の春秋學からの一定の自立性を示す。」としている。筆者の見解からすると、これらの徴表は「繫年」が春秋テキストに先行する可能性を示すものと考ええる。なお吉本氏は同論文で、「二〇〇八年十二月に、北京大學加速器質譜實驗室・第四紀年代測定實驗室は、清華簡殘片を試料にAMS炭素14年代測定を行い、年輪較正後の年代を三〇五±三〇BCと判定している。これによれば、簡に抄寫された文献の成書は、三〇五BC以前に推定することが自然であろう。」とし、自らは楚宣王の末年（三四〇BC）ないし威王の初年（三三九BC）あたりの成書とし、齊・魏の称王に鑑み「繫年」成書の下限は三三四BC以前となろう」としている。吉本氏も指摘するように、竹簡素材の年代測定の扱いは、あくまでも当該テキスト成立の下限を示すということに留意が必要であろう。なお、この種の年代測定には一般的には複数の機関での測定が望まれよう。

(25) 「繫年」は三晉では魏のみに「文侯」と称侯の諡を記す。「古本竹書紀年」は晉の烈公の十五年（六國年表、前四〇四年）に「魏文侯卒。」と記している。

(26) 杜注「惡、太子也。視、其母弟也。」

(27) 竹書紀年テキストの出土と変遷は山田統『山田統著作集 一』(昭和五六年、明治書院)「竹書紀年の後代性」参照。

(28) ①については唐の太宗（六二七〜六四九年在位）時の魏

徵撰『隋書』卷十七「律曆志」に「竹書紀年堯元年丙子」とあり、④については、歐陽修撰『唐書』卷二十七上「歴史」に「竹書『十一年庚寅、周始伐商』」とあり、これらの記事からの輯佚である。唐書の記事については開元九年に僧一行（六八三〜七二七年）の作った大衍曆の文中のもの故に竹書の干支を一行が推算して付記したものとされる（山田統前掲著作集一「竹書紀年の後代性」、193頁）がある。この見立ては隋書には適用不可能で、無理な議論と言えよう。

(29) 「今本竹書紀年」の偽書なることは、夙に『欽定四庫全書總目』卷四十七史部編年類に「案晉書束皙傳、晉咸和七年汲縣人發魏襄王冢、得古書七十五卷、中有竹書紀年十三篇、今世所行題沈約注亦與隋志相符、…然反覆推勘似非汲冢原書。…隋書經籍志曰『紀年皆用夏正建寅月爲歲首』、今本自入春秋以後時月並與經同、全從周正、則非隋時所見本也。…其僞則終不可掩也。」とする。又山田統前掲書参照。

(30) 前掲「春秋經傳集解」「後序」に杜預は数年前に出土した竹書紀年を目にして「諸所記、多與左傳符同」としている。

※本稿は平成28年度科硯費研究の研究成果の一部である。